

格差を広げることなく県域全体で一定のバランスをもって事業が推進されるべきものとする。一方、農地中間管理機構の運営は、農地の売買だけでなく転賃による事業も継続的に行われることから、農地中間管理機構の業務負担は、集積が進めば進むほど累積的に増加することが想像される。また、制度導入10年後の契約更新時の契約の解除による集積率の低下や、一時的な更新・解約事務の集中なども考慮して、農地中間管理機構の業務に対する統制状況なども意識しながら監査を進めていく。

(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

秋田県は、プランにおいて、「戦略3：新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」「施策1：秋田の農林水産を牽引する多様な人材の育成」「方向性1：秋田の農業をリードする競争力の高い経営体づくり」「取組1」として「担い手への農地集積・集約化による経営規模の拡大」を示している。そして、ビジョンではその取組内容として、「『人・農地プラン』をベースに、農地中間管理機構が行う農地の賃貸借や売買、簡易な条件整備等を支援するとともに、機構に農地を貸し付けた地域や個人を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を推進します。」と示し、主な取組として、①地域の実態に即した「人・農地プラン」への見直しの促進、②農地中間管理機構による農地集積の加速化、③基盤整備地区を核とした短期間かつ効果的な農地集積と集約化、④農地利用最適化推進委員と現地相談員との連携強化、⑤中山間地域等の条件不利農地を担う経営体への支援の5つの取組を示している。

そこで示されている目標及び事業指標は次の通りである。

目標名	基準年度 (平成28年度)	目標年度 令和3年度	実績 令和3年度
担い手への農地集積率	73.2%	83.0%	77.4%

(エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の「事業目的」「実施内容」及びビジョンに記載の「事業指標」の関連性について、農林政策課への質問及び関連資料の閲覧により、当該「実施内容」及び「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 事業の実施が県民に対し公平に実施されているかについて、地域別の実施状況資料をもとに、農林政策課へヒアリングし検証した。
- 実施した事業の進捗状況が適切に管理されているかについて、地域別の進捗管理資料をもとに、農林政策課へヒアリングし検証した。
- 各事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検証した。

- 農地中間管理事業の実施主体である（公社）秋田県農業公社の事業の実施状況について、令和3年度事業報告書をもとに農林政策課へヒアリングした。

(オ) 監査結果

① 「実施内容」及び「事業指標」の適切性について（意見）

農地中間管理事業について

農地中間管理事業 予算212百万円に対して実績は185百万円となっており、（公社）秋田県農業公社の事業報告書の閲覧により、農地中間管理機構を運営するための農地中間管理事業における補助金収入として、計上されている金額と一致していることを確認した。正味財産増減計算書内訳表を見ると農地中間管理事業の経常収支は0.1百万円の損失となっていること、2,440百万円の農地賃貸借・売買は行われているものの、その収支は3百万円の利益にとどまっていることから、県の支出している農地中間管理事業費185百万円は、（公社）秋田県農業公社における農地中間管理機構を運営するための事務管理に係る人件費や需用費を負担している状況であることがわかる。

機構集積協力金交付事業について

機構集積協力金交付事業 599百万円については、農地中間管理機構を利用して農地集積・集約化に協力する農家に対して支給されるものであり、補助金支給後の集積状況については、農林水産省の定める「農地集積・集約化対策事業実施要綱」に則り、支給後2年間は国に報告するため市町村と連携しながら管理されている。

事業指標の適切性について

事業指標は、目標83%に対して実績が77.4%と大きく未達となっている。これは農地中間管理機構制度の導入時の計画設定において、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」で示された活動指標である令和5年度の目標が、全国で8割以上、既に集積率の高かった秋田県は9割以上とされたものを用いたため、目標設定における合理的な根拠がなかったことが原因と言えるであろう。全国的にみても秋田県における農地中間管理機構を通じた農地の集約・集積化は高いレベルで進められていることから、一定の成果は見られるものの、中間期間における目標の見直しなど実態が見えてきた時点での計画修正をするべきではなかっただろうか。新年度における指標は、より実態が把握された具体的なシミュレーションに基づいた達成可能性のあるものとするのが望まれる。

担い手への農地集積の目標実績（単位：ha）

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
農地面積		149,500	149,500	148,933	148,194	147,634	147,163	146,798	146,353
担い手利用面積		104,405	106,939	108,960	109,761	110,727	111,028	111,884	113,304
集積率(%)	目標	69.0	70.0	72.0	74.0	76.0	78.0	80.0	83.0
集積率(%)	実績	69.8	71.5	73.2	74.1	75	75.4	76.2	77.4

② 事業の地域別実施状況について（意見）

農地利用集積率の地域別の進捗状況については、毎年市町村ごとの実績を把握し目標との対比をおこなっている。データを見てみると、地域によっては集積率が低下しているものもあり、鹿角振興局管内を事例として農林政策課に質問したところ、人口減少により農家も減少し、受け手の死亡やリタイアなどによる集積率の低下が生じているとの回答を得た。

この事業を推進するためには、市町村や地域における農業協同組合などの団体の協力も必要であり、市町村の職員数など地域ごとの特性も異なることから、県としては市町村や地域団体への働きかけや支援も必要となるかもしれない。入手しているデータから計画から大きく乖離している市町村や達成率の低い市町村に対する対応を中心に、効果的な取り組みが行われるよう検討する必要があると考える。

地域別農地利用集積率実績（単位：%）

振興局名	H29	H30	R1	R2	R2 目標	目標達成率
鹿角	70.9	68.8	59.9	60.3	81.7	74%
北秋田	64.6	68.4	70.8	70.5	71.5	99%
山本	75.1	75.3	73.6	74.0	87.3	85%
秋田	78.3	78.5	77.3	78.9	80.6	98%
由利	73.5	74.1	76.9	77.5	79.6	97%
仙北	73.3	74.6	75.7	75.5	78.6	96%
平鹿	73.4	75.9	80.9	82.6	82.5	100%
雄勝	78.8	78.1	77.4	79.2	80.9	98%
計	74.1	75.0	75.4	76.2	80.0	95%

③ 事業に対する補助金支給後のフォロー期間及び方法の適切性について（指摘）

事業の取り組みに対する交付金支給後のフォロー期間及び方法について、農林政策課への質問及び関連資料の閲覧により確認したところ、以下の通りであった。

助成内容について

機構集積協力金交付事業において、農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人に対して、補助金を支出している。そして当該補助金支出後の管理については、交付の翌年度から2年間の国への報告義務があり、「農地集積・集約化対策事業実施要綱」に則って、市町村からの報告に基づき地域集積協力金を交付した地域に対して集積の進捗状況を確認している。

問題点について

「農地集積・集約化対策事業実施要綱」の規定によると、地域集積協力金支給の翌年度から2年間は報告対象期間となっていることから、当初2年間については市町村からの報告を受けているが、その後の状況は確認されていない。このため、補助金を交付した地域で、農地中間管理機構との契約が解約されるなどした場合、事業目的である、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化が達成されなくなるという懸念がある。

今後の管理手法について

国の定める実施要綱では、地域集積協力金交付後3年日以降の状況確認は求められていないものの、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化を継続して推進していく観点から、市町村と連携し、補助金を交付した地域において安易な解約が行われないように、地域状況の管理および現場指導を行っていく必要があると考える。

④ 職員の関与状況の把握について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標として示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、農林政策課に質問したところ、事業毎の人件費は把握していないとの回答であった。関与日数の算定方法の正確性をどこまで求めるかは費用対効果を考慮して決定すべきものと考え、各事業の投入額に見合った効果が上がっているかを判断するためには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要である。そのためまずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきと考える。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ.包括外部監査の結果—総論」に記載している。

⑤ （公社）秋田県農業公社に対するモニタリングについて（意見）

事業の状況について

令和元年6月に農地中間管理機構が作成した「農地中間管理事業 第1ステージの総括(平成26～30年度)」(以下、『総括資料』という)では、農地中間管理事業の

取組の経緯、実績及び推進状況、取組の成果と課題について詳細にまとめられ、取組の総括として第2ステージに向けての方針が示されている。これにより農地中間管理機構の状況について県と(公社)秋田県農業公社の間で情報が共有され、課題への対応は令和元年度以降の事業に反映されているものと思われる。

事業規模の拡大について

農地中間管理事業費は、毎年4百万円程度増加することが見込まれており、その要因は、総括資料にも示されているように、農地中間管理機構の累計契約件数の増加にともなう人件費、送金手数料、業務委託費などの事務処理にかかる費用と考えられる。これに加え、制度導入10年を経過することから、当初の契約期間満了にともなう、契約更新や解約された農地における新規の担い手とのマッチングなど、新たな手続きの増加も見込まれることから、これらの作業量も計測し、今後の費用見込みに反映し、必要な人員の確保について準備を始める必要があるのではないだろうか。

中間保有案件について

農地中間管理権を設定している既契約農地について、受け手の死亡やリタイアなどのやむを得ない事情により、農地中間管理機構が中間保有を行う案件が生じてきている。このような案件が長期滞留すると農地中間管理機構の費用負担が増加することになるため、その管理状況を確認したところ、契約年度により定められた一定期間の経過後には貸し手に返却していることから、中間保有案件が累積的に増加しないような仕組みがあることを確認した。令和4年6月末時点における中間保有案件は29件であり、これらに対する令和4年度の草刈り等の管理委託費は152万円、その他にも賃料等を農地中間管理機構が負担することが見込まれる。今後、当初契約の満了時期を迎える案件の契約更新により、一時的に中間保有案件が増加することが想定されることから、早めの意向確認やマッチングに向けての活動を進める必要があると考える。

2. 新規就農総合対策事業

(ア) 事業の概要

事業名	新規就農総合対策事業【農林漁業振興臨時対策基金】			担 当	農 林 政 策 課 担 い 手 支 援 班																			
事業年度	平成22～	事業主体	県、市町村、(公社)秋田県農業公社 等	当初予算額	484,552 千円																			
事業 目的	県内で就農を希望する若者等の多様な就農ニーズに対応した農業研修の実施に加え、研修期間中や営農初期の新規就農者への資金の交付など、総合的な就農支援を行い、将来の秋田県農業を担う新規就農者の確保・育成を図る。	財	源	国庫	3,627 千円																			
				繰入金	45,371 千円																			
				諸収入	435,554 千円																			
実 施 内 容	1 未来を担う人づくり対策			33,971千円 (Ⓒ33,971千円)																				
	<p>農業を志す若者等が円滑に就農できるよう、県内試験研究機関、市町村農業研修施設等を活用し、就農希望者の多様なニーズに応じて、就農に必要な農業技術や経営管理能力向上のための実践的な研修を実施する。</p> <p>(1) 事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">研 修 名 (期 間) [場 所]</th> <th rowspan="2">研 修 内 容</th> <th colspan="2">研 修 助 成</th> <th rowspan="2">負担割合</th> <th rowspan="2">人数 (うち奨励金)</th> </tr> <tr> <th>研修生</th> <th>受入先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①未来農業のフロンティア 育成研修(2年間) [県試験場等]</td> <td>・各試験場等における長期の技術・経営研修</td> <td>奨励金 75千円/月</td> <td>謝 礼 40千円/月 (現地研修)</td> <td>県7:市町村3</td> <td>32(23)</td> </tr> <tr> <td>②地域で学べ!農業技術研修 (6か月～2年間) [市町村農業研修施設等]</td> <td>・市町村農業研修施設等における技術・経営研修</td> <td>奨励金 75千円/月</td> <td>—</td> <td>県5:市町村5</td> <td>40(33)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 実施主体 ①県、市町村 ②市町村</p>					研 修 名 (期 間) [場 所]	研 修 内 容	研 修 助 成		負担割合	人数 (うち奨励金)	研修生	受入先	①未来農業のフロンティア 育成研修(2年間) [県試験場等]	・各試験場等における長期の技術・経営研修	奨励金 75千円/月	謝 礼 40千円/月 (現地研修)	県7:市町村3	32(23)	②地域で学べ!農業技術研修 (6か月～2年間) [市町村農業研修施設等]	・市町村農業研修施設等における技術・経営研修	奨励金 75千円/月	—	県5:市町村5
研 修 名 (期 間) [場 所]	研 修 内 容	研 修 助 成		負担割合	人数 (うち奨励金)																			
		研修生	受入先																					
①未来農業のフロンティア 育成研修(2年間) [県試験場等]	・各試験場等における長期の技術・経営研修	奨励金 75千円/月	謝 礼 40千円/月 (現地研修)	県7:市町村3	32(23)																			
②地域で学べ!農業技術研修 (6か月～2年間) [市町村農業研修施設等]	・市町村農業研修施設等における技術・経営研修	奨励金 75千円/月	—	県5:市町村5	40(33)																			
実 施 内 容	2 農業次世代人材投資事業			435,554千円 (Ⓓ435,554千円)																				
	<p>次世代を担う農業者を目指す者に対し、研修期間の生活安定と就農後の経営確立に資する資金を定額で助成する。</p> <p>(1) 農業次世代人材投資事業</p> <p>①準備型</p> <p>ア) 対象者 30人</p> <p>イ) 事業主体 (公社)秋田県農業公社(秋田県青年農業者等育成センター)</p> <p>ウ) 交付金額・期間 1,500千円/人・年 最長2年間</p> <p>②経営開始型</p> <p>ア) 対象者 272人</p> <p>イ) 事業主体市町村</p> <p>ウ) 交付金額・期間 最大1,500千円/人・年 最長5年間</p>																							

(2) 推進事業費 10,304千円

①市町村等推進事業費

ア) 事業主体 市町村、(公社) 秋田県農業公社

②県推進事業費

ア) 事業主体 県

3 ミドル就農者経営確立支援事業 11,400千円 (11,400千円)

就農時の年齢が50歳以上60歳未満で独立・自営就農する認定就農者に資金を定額で助成する。

(1) 対象者 10人

(2) 実施主体 市町村

(3) 給付金額・期間 最大1,200千円/人・年、最長3年間

(夫婦型は1,800千円/夫婦・年)

4 農業教育高度化事業 3,627千円 (3,627千円)

農業高校における農業教育の高度化を図り、若者の就農意欲を喚起するため、出前授業や実践研修等を行う。

(農業高校等における出前授業、先進農家等における実践研修等)

(1) 事業主体 県

(イ) 事業の背景

本県の農業就業者数は減少の一途をたどっており、しかも高齢化が進んでいる。この傾向が将来にわたって継続すると、深刻な農家の担い手不足を招くことが予想される。そのような状況を回避するためには、本県農業の次代を担う新規就農者を確保・育成することが喫緊の課題であると考えられる。

課題を克服するためには、就農希望者のニーズに応じた実践的な研修を行うとともに、営農開始に必要な機械・施設等の導入に対する助成や、「農業次世代人材投資資金」の交付、さらには就農後の経営・技術指導を行うなど、総合的に支援する必要がある。

また、園芸メガ団地等での雇用就農や、県外からの移住就農、他産業での経験が豊富な中年層など、多様なルートと幅広い年代から新規就農者を確保し、年齢バランスの取れた就農構造を構築することも必要である。

(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

当該事業は、「施策1：秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成」に示される「方向性2：幅広い年齢層からの新規就業者の確保・育成」を実現するための

事業であり、「取組① 就農前から定着までフォローアップする支援対策の充実・強化」、「取組② 幅広い年齢層を含む多様なルートからの新規就業者の確保・育成」を具体化した事業である。従って、新規就農者の増加に直結する他事業、「メガ団地等大規模園芸拠点育成事業」や「ウエルカム秋田！移住就業応援事業」「新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業」とも連携が必要になる事業であると考え

本事業の目標となる指標

目標名	基準年 (平成 28 年)	令和 3 年度 目標値	令和 3 年度 実績値
新規就農者数	227 名	270 名	265 名

(エ) 監査手続

- 事業の概要の「事業目的」に記載のとおり、本事業は新規就農者の確保・育成を基本的な事業目的としている。新規就農者数という事業指標と関連づけ、本事業が効果的に実施されているかどうかについて、関係資料を閲覧し質問することによって検証した。
- 未来を担う人づくり対策で実施されている「未来農業のフロンティア育成研修」「地域で学べ！農業技術研修」について、研修の実施状況を確認し、研修の目的を有効に達成しているかどうかについて検証した。
- 農業次世代人材投資事業について、補助金が適切に支給されており、当初の目的達成に有効に使用されているかどうかを検証した。また補助金が返還される事例について、その内容の検討を行った。
- ミドル就農者経営確立支援事業について、新規就農者の増加という事業目的達成のために、効果的に実施されているかどうかを検証した。
- 事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検証した。

(オ) 監査結果

① 新規就農者数の推移と事業目的の達成状況について（意見）

意見の概要

農家戸数の減少傾向に歯止めをかけるためにも、新規就農者数に関しては、より高い目標値を設定していただきたい。

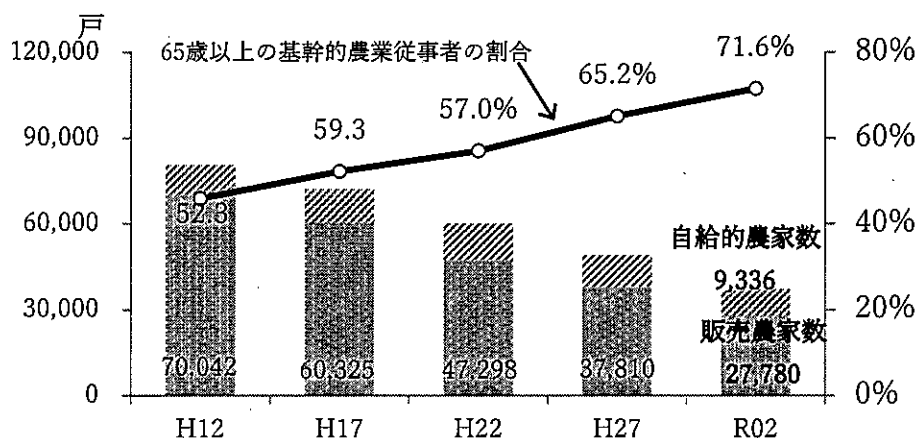
また受け皿となる法人が増えると、新規就農者数が増える傾向にある。そのため、他事業（例えばメガ団地等大規模園芸拠点育成事業）とも連携し、新規就農者を増やす施策を実行していく必要があると考える。

意見の背景

秋田県内における新規就農者数は、本報告書13頁の表<新規就農者の推移>の通り、近年増加傾向で推移している。令和3年度は265人で、9年連続で200人以上を確保しており、一定の成果を上げているといえる。

就農形態別では、雇用就農が農業法人等の経営規模の拡大などを背景に増加しており、令和3年度は統計を取り始めた平成13年度以降で最多の183人となった。

一方で販売農家数は、下表の通り減少傾向にあり、平成27年から令和2年の5年間で約10,000戸減少している。同時に基幹的農業従事者数の7割以上が65歳以上と高齢化が進んでいるのが現状である。



第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンの「第5編 農林水産業の展望～10年後の姿～」によると、販売農家数は令和3年度で32,066戸、令和7年度には28,067戸を予想していたが、当初の予想を大幅に上回るスピードで販売農家数の減少が進んでいることがわかる。現状を容認していると、日本の食糧供給基地としての一翼を担っている秋田県の農業が、将来にわたって衰退していくことにもなりかねない。

本報告書13頁の表<新規就農者の推移>から明らかなように、就農形態別では雇用就農が農業法人等の経営規模の拡大などを背景に増加傾向にある。また大規模園芸団地の整備が、雇用就農の増加に繋がっている。(令和3年度の就農形態の実績で、自営就農は31%、雇用就農は69%で、雇用就農の割合が高い)

また、園芸メガ団地等における新規就農者の確保状況は次の表の通りである。

年度	新規就農者数 a	うち雇用者数	メガ団地就農者数 b	割合 b/a
平成 26 年	215	102	1	0%
平成 27 年	209	100	10	5%
平成 28 年	227	79	14	6%
平成 29 年	221	113	24	11%
平成 30 年	225	118	21	9%
令和元年	241	146	23	10%
令和 2 年	252	161	31	12%
令和 3 年	265	183	55	21%
累 計	1,855	1,002	179	10%
増減 (R3-R2)	13	22	24	

園芸メガ団地等の事業が浸透するにつれて、雇用者数が増える傾向にある。

本事業は秋田県の農業を維持していくためにもさらに高い目標を設定し、他事業との連携を深めながら、事業目標達成に向けた施策の実行が必要である。

② 「未来農業のフロンティア育成研修」「地域で学べ！農業技術研修」の有効性について（意見）

意見の概要

県が実施している研修制度については、様々な情報提供手段を活用し、より一層周知させることが必要であると考えます。

また、研修生から研修内容に関する要望が、「生産分野」「経営分野」「販売分野」それぞれにおいて挙げられている。今後研修生を増やすためにも、要望事項を研修に反映させた新たな研修プログラムを作成し、研修内容をさらに充実させることを期待したい。

意見の背景

「未来農業のフロンティア育成研修」「地域で学べ！農業技術研修」の研修受講者合計人数は、平成30年度をピークに減少してきている。

（研修修了生の人数）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
フロンティア	18	22	19	25	22	17	21	14	20	11	13	11
農業技術研修	5	5	5	16	9	14	31	15	31	23	19	16
合 計	23	27	24	41	31	31	52	29	51	34	32	27

研修生が減少している理由は、主に農家の後継者が受講するケースが減少していることにあり、最近では非農家の就農希望者が受講する傾向にある。

研修実績から、H27年度以降は研修の修了者はすべて就農しているため、新規就農者を増やすという研修目的は、継続的に達成されている。従って研修の有効性は高いと考える。

研修者数の増加が新規就農者を増やすことに繋がっているのは明らかであるし、フロンティア育成研修の作物コース（農業試験場）は、県内で稲作の長期研修が受講できる唯一の機会を提供するものとなっている。

③ 農業次世代人材投資事業の有効性・公平性について（意見）

意見の概要

補助金の交付実績のない市町村であっても、必ずしも農業が盛んでないというわけではない。それぞれの市町村ごとに様々な事情があると考えられるが、各市町村とも農業従事者の高齢化や農家数の減少という問題を抱えていると考える。県としては、農業を承継していく次世代人材に投資していくという事業の目的を遂行していくためにも、特に実績のない市町村については、関係市町村先と連携して制度の内容をより一層周知させ、将来性豊かな新規就農者を支援していただきたい。

意見の背景

農業次世代人材投資事業の、秋田県内25市町村ごとの補助金交付実績に関する資料を閲覧したところ、次の事実が明らかになった。

準備型で平成24年度以降交付実績のない市町村は、小坂町・上小阿仁村・藤里町・八郎潟町・井川町の5町村。経営開始型は、平成29年度以降で交付実績のない市町村は、上小阿仁村・井川町・大潟村の3町村である。

一方、園芸メガ団地等を全県展開している中で、現在拠点が存在しない市町村は、小坂町、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村、上小阿仁村、東成瀬村の7町村であり、共通性があった。

上記の市町村においても農業は重要な産業であり、農家数の減少や農業従事者の高齢化という課題を抱えている。補助金の交付要件が厳しいという面もあるが、県としては市町村と連携して、事業目的の達成に向けた更なる取り組みが必要である

と考える。

また、いったん交付された補助金は、途中で交付要件を満たさなくなった場合、交付が停止される。交付停止要件に該当するかどうかは、県（地域振興局）、各市町村、JA等で構成されるサポートチームによりチェックする体制になっている。

平成28年度以降令和3年度までの返還事例について、返還人数の推移及び返還理由を調べた。返還人数は、令和2年度を除き毎年発生している。

返還理由は、正当な理由がほとんどであるが、「前年の所得額の算定に誤りがあり、過剰に給付してしまった分を返還してもらうケース」が目についたため、どのような経緯で発生しているのかを質問した。

これについて、返還理由としては、交付主体が算定方法を誤って計算していた事例が1件あるものの、補助金申請者が修正申告を行ったことで所得額が変更になったケースや、所得証明書を発行後、前年所得額が変更されたことを原因とするものであった。

県は交付主体の全市町村に対して、返還事例が発生しないよう指導しており、特に問題はない。

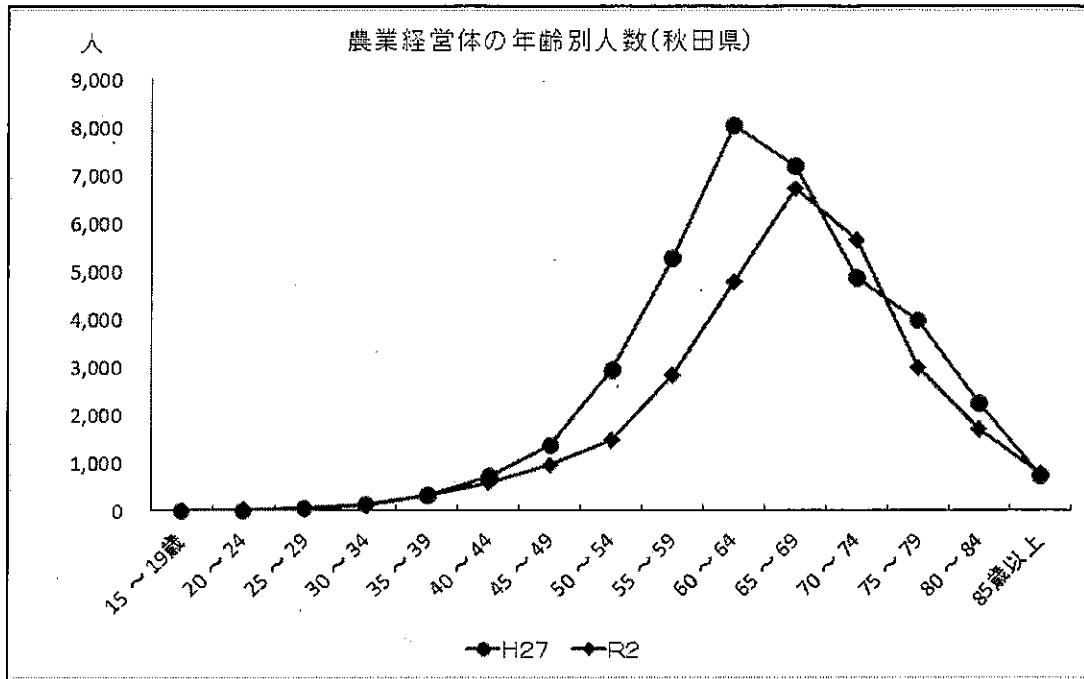
④ ミドル就農者経営確立支援事業について（意見）

意見の概要

本事業には60歳未満という年齢制限が設けられており、「独立・自営就農する認定就農者」に、使途を制限することなく資金を助成する制度である。本制度の活用実績は少なく、制度をより一層周知させることが必要である。

意見の背景

ミドル就農者経営確立支援事業は、前記の「農業次世代人材投資事業」の対象年齢が50歳未満となっているのに対し、さらに年齢制限を引き上げて、50歳以上60歳未満を対象に就農者数を増やすことを目的とした県独自の事業である。秋田県では50歳代の就農者は少なく、60歳以上の離農した人を補うために、50歳代の就農者も増やすことが事業の目的である。



出典：農林業センサス

※平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間で、中壮年層の割合が低下し、農業経営体が高齢化してきている。今後、65 歳以上の農業経営体の離農を見据え、中壮年層の確保が必要である。

(50 歳以上の就農者数)

【秋田県】

本県の独立自営就農者の確保状況	H27	H28	H29	H30	R1
就農者数	109	148	108	107	95
うち50歳以上	6	49	6	24	9
(独立自営就農に占める割合)	6%	33%	6%	22%	9%
うち移住就農者	0	0	2	0	1

【全国】

全国の独立自営就農者の確保状況	H27	H28	H29	H30	R1
就農者数	54,590	49,480	45,160	45,990	45,940
うち50歳以上	39,550	35,610	32,350	33,760	34,490
(独立自営就農に占める割合)	72%	72%	72%	73%	75%

※秋田県は全国に比べて、50 歳以上の新規就農者の割合が少ない状況にあり、新規参入や移住就農の区別なく確保していく必要がある。

令和3年度における新規就農者の就農形態としては、自営就農が31%、雇用就農が69%である。また年代別では、本報告書14頁の表の通り、50歳以上の割合は少ない。農業の円滑な承継を進めていくためには、中壮年層の新規就農者を確保することが必要であり、50歳以上の中壮年層を対象としていない、国の「農業次世代人材投資事業」を補完するという面では、有用な事業であると考ええる。

しかしながら現状では、令和3年度における本事業の新規対象者は3名（自営のみが対象で、雇用者は対象にならない）で、継続を含めても8名とまだ実績は乏しい。制度が十分活用されていない現状を、今後どう変えていくのか。有効な対策が必要である。

また、最近における社会環境や労働環境の変化から今後のことを考えると、農業に関する研修を受けた農業技術のある60歳以上の人にも、「雇用就農者」としての需要があるものと考えられるし、自営での新規就農の可能性もある。本事業に限らず、60歳以上の就農者を増やす施策も必要なのではないかと考える。

⑤ 事業に要した人件費の把握について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標として示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、農林政策課に質問したところ、事業ごとの人件費は把握していないとの回答であった。しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているかを判断するには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要である。そのためまずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきであると考ええる。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

3. 新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業

(ア) 事業の概要

事業名	新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業【農林漁業振興臨時対策基金】	担当	水田総合利用課 農産・複合推進班
事業年度	平成30～令和3	事業主体	認定農業者、農業協同組合等
事業目的	米依存からの脱却に向けた取組を加速し、収益性の高い複合型生産構造の確立を図るため、経営の複合化や新規就農、6次産業化に必要な機械・施設等の導入を総合的に支援する。	財源	繰入金
		内	
実		当初予算額	370,328 千円
施			
内			
容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 野菜</p> <p>①対象品目 えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか、ほうれんそう、メロン、キャベツ、加工・業務用に供する土地利用型園芸品目</p> <p>②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備、新植・改植（アスパラガス）に要する経費</p> <p>(2) 菌茸類</p> <p>①対象品目 菌床しいたけ</p> <p>②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費</p> <p>(3) 花き</p> <p>①対象品目 花き全般（キク、リンドウ、トルコギキョウ、ユリ、ダリア、他）</p> <p>②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備、新植・改植（リンドウ等）に要する経費</p> <p>(4) 果樹</p> <p>①対象品目 りんご、なし、ぶどう、もも、おうとう</p> <p>②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費</p> <p>(5) 土地利用型作物</p> <p>①対象品目 大豆、麦、そば、葉たばこ</p> <p>②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費</p> <p>(6) 畜産</p> <p>①対象品目 肉用牛、乳用牛（初妊牛導入）、比内地鶏、飼料増産</p> <p>②助成内容 肉用繁殖雌牛・乳用牛（初妊牛）の導入、畜産における飼料増産のための機械等の整備に要する経費</p> <p>(7) 地域特認</p> <p>①対象品目 地域振興局で特に振興する品目（販売額3,000万円以上）</p> <p>②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費</p> <p>(8) 新規就農者定着支援</p> <p>①対象品目 市町村長が新規就農者の定着に必要と認めた品目</p> <p>②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費</p> <p>(9) 6次産業化支援</p> <p>①対象活動 ・6次化法認定事業者が行う農作物等の6次産業化の取組 ・異業種からの参入企業と併せ行う6次産業化の取組 ・女性農業者、女性起業組織が行う6次産業化に係る新規部門導入又は既存部門の規模拡大 ・地域特産品など小規模産地における6次産業化に向けた生産活動</p> <p>②助成内容 農業生産及び加工・直売等に要する機械・施設の整備に要する経費</p> <p>(10) 事業推進費</p> <p>2 補助率 1/3以内 ※（8）は非農家出身者の場合に限り1/2以内</p> <p>3 市町村、JAの協調助成のガイドライン 1/12</p>		

(イ)事業の背景

秋田県農業を牽引する認定農業者や集落営農組織等の担い手を、競争力の高い経営体に育成するためには、農地集積や経営の法人化を目指す、これまでよりもステップアップした取組に対して、きめ細かな支援を行う必要がある。また、人口減少に伴う労働力不足が顕在化してきた中において、秋田県農林水産業を魅力あるビジネスとして発展させていくためには、県外からの移住を含め、多様なルートと幅広い年代からの就業促進のほか、労働力調整システムの構築や、ICT等先端技術による快適な就業環境整備など、総合的な支援体制の充実・強化を図る必要がある。

さらには、これまでの取組により着実に成果が現れてきている「米依存からの脱却」、「複合型生産構造への転換」に向けた秋田県農業の構造改革について、ステップアップした取組を推進する必要がある。このような背景に基づき、当事業が設けられている。

(ウ)第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

当事業は、県政の運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を補完し、農林水産施策全体を網羅する基本計画として位置づけられる「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」の中の以下の施策、方向性、取組を具体化した事業である。

- | |
|------------------------------------|
| 施策1 秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成 |
| 方向性① 秋田の農業をリードする競争力の高い経営体づくり |
| 取組② 認定農業者や集落営農組織の経営基盤の強化 |
| 方向性② 幅広い年齢層からの新規就業者の確保・育成 |
| 取組① 就農前から定着までフォローアップする支援対策の充実・強化 |
| 方向性⑤ 秋田で活躍する女性の活動支援 |
| 取組② アグリビジネスを通じた女性が活躍できる環境づくり |
| 施策2 複合型生産構造への転換の加速化 |
| 方向性① 大規模園芸拠点を核とした戦略作物の更なる生産拡大 |
| 取組② “オール秋田”で取り組む野菜産地の競争力強化 |
| 取組③ 加工・業務用産地の育成 |
| 取組④ 秋田の立地条件を生かした周年園芸の推進 |
| 方向性② 「しいたけ」や「えだまめ」など日本一を目指す園芸産地づくり |
| 取組① 日本一を目指す「しいたけ」の生産振興と販売促進 |
| 取組② 出荷量日本一の「えだまめ」の更なるチャレンジ |
| 取組③ ねぎやダリアなどの秋田の強みを生かした品目のトップブランド化 |
| 方向性③ 秋田のオリジナル品種による果樹・花きの生産振興 |

<p>取組① 市場評価の高い県オリジナル品種の生産拡大</p> <p>方向性④ 大規模畜産団地の全県展開</p> <p>取組① 大規模畜産団地による収益性の向上と生産力の強化</p> <p>取組② 繁殖から肥育まで秋田牛ブランドを支える生産基盤の強化</p> <p>取組③ 生産性向上による酪農の収益力強化</p> <p>取組④ 特色ある畜産物を核とした地域の活性化</p> <p>施策3 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用</p> <p>方向性⑤ 水田フル活用による自給力の向上</p> <p>取組① 生産性の高い水田フル活用の推進</p> <p>取組② 収益性の高い戦略作物による多様な水田農業の展開</p> <p>施策4 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化</p> <p>方向性① 異業種連携による6次産業化の促進</p> <p>取組② 地域ニーズに応じた6次産業化のサポート体制の充実</p>
--

そこで示されている数値目標は以下の通りである。

数値目標	基準年度 平成27年度	目標年度 令和3年度	実績 令和3年度
畜産産出額	352億円	411億円	356億円

(エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により、当該「実施内容」及び「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 事業が県内まんべんなく実施されているか、一部の地域に偏っていないかについて、地域別に事業実績について検討した。
- 事業に対する補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法が適切か、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により検討した。
- 事業に対する補助金支給にあたって、事業実施主体の信用状況の確認が適切に行われているか水田総合利用課への質問により検討した。
- 事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検討した。

(オ) 監査結果

① 「実施内容」及び「事業指標」の適切性について（意見）

新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業の事業目的としては、「事業目的」に記載のとおり、「米依存からの脱却に向けた取組を加速し、収益性の高い複合型生産構造の確立を図るため、経営の複合化や新規就農、6次産業化に必要な機械・施設等の導入を総合的に支援する。」こととしている。

この事業の実施内容として、以下の事業に係る生産・収穫調整・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費等の助成を実施しており、事業目的と整合的であると考えられる。

事業目的	実施内容
経営の複合化に必要な機械・施設等の導入	(1) 野菜 (2) 菌茸類 (3) 花き (4) 果樹 (5) 土地利用型作物 (6) 畜産 (7) 地域特認
新規就農に必要な機械・施設等の導入	(8) 新規就農者定着支援
6次産業化に必要な機械・施設等の導入	(9) 6次産業化支援

また、この事業の効果を測定する指標として、「米以外の農業産出額」を選定している。この指標は、米依存からの脱却に向けた取組の効果を測定する観点から適切な指標と考えられる。しかしながら、「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」において、数値目標として設定しているものは畜産産出額のみであるため、「米以外の農業産出額」全体（あるいは品目毎）の数値目標を設定することが望まれる。

なお、水田総合利用課の担当者に確認したところ、令和4年度からスタートした第4期ふるさと秋田農林水産ビジョンでは、農業産出額の目標を令和7年に2,000億円、令和11年に2,100億円として設定されているとのことである。

秋田県の米以外の農業産出額						
(単位：億円)		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
米以外の農業産出額	目標	—	—	—	—	—
	実績	785	807	805	820	782
(内訳)						
野菜	目標	—	—	—	—	—
	実績	279	308	281	301	285
果実	目標	—	—	—	—	—
	実績	69	72	84	89	75
花き	目標	—	—	—	—	—
	実績	30	31	28	26	23
畜産	目標	—	—	—	—	411
	実績	366	359	362	365	356
その他	目標	—	—	—	—	—
	実績	41	37	50	39	43

(農林水産部提供資料より作成)

秋田県は、この事業を長年実施してきており、その成果として、農業産出額は東北6県中最下位が続いているが、その増加率に着目した場合東北6県中トップとなっている（平成29年～令和2年において）。

東北6県の農業産出額の推移

(単位：億円)	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年－平成29年	
					増減額	増減率
青森	3,103	3,222	3,138	3,262	159	5.1%
岩手	2,693	2,727	2,676	2,741	48	1.8%
宮城	1,900	1,939	1,932	1,902	2	0.1%
秋田	1,792	1,843	1,931	1,898	106	5.9%
山形	2,441	2,480	2,557	2,508	67	2.7%
福島	2,071	2,113	2,086	2,116	45	2.2%
東北	14,001	14,325	14,319	14,426	425	3.0%
全国	92,742	90,558	88,938	89,333	-3,409	-3.7%

(農林水産部提供資料)

② 事業の地域別偏りについて

事業が県内まんべんなく実施されているか、一部の地域に偏っていないかについて、令和元年度～令和3年度の3年間の各地域振興局別事業実績を地域振興局別農業経営体数（2020年農林業センサスのものを使用）で除して、1経営体当りの金額を算出し比較した。

この表をみると、各年度でばらつきはあるものの、北秋田、秋田、平鹿が3年間とも、平均事業実績値と比べてマイナスであり、3年間の平均のマイナス幅はそれぞれ、-2,850円（-29%）、-3,875円（-33%）、-4,547円（-42%）となった。

地域振興局別1経営体当り事業実績 (単位：円)										
年度	地域振興局別	鹿角	北秋田	山本	秋田	由利	仙北	平鹿	雄勝	計
令和元年	1経営体当り金額	17,205	12,316	13,485	6,899	16,425	15,520	7,163	19,457	12,983
	全体平均との差額	4,222	-667	502	-6,083	3,443	2,537	-5,819	6,474	0
	差異率	33%	-5%	4%	-47%	27%	20%	-45%	50%	0%
令和2年	1経営体当り金額	10,812	5,131	13,756	8,649	9,498	11,813	4,494	9,221	9,130
	全体平均との差額	1,682	-3,999	4,625	-481	368	2,682	-4,636	90	0
	差異率	18%	-44%	51%	-5%	4%	29%	-51%	1%	0%
令和3年	1経営体当り金額	10,520	6,617	12,873	5,440	19,549	11,976	7,315	10,463	10,500
	全体平均との差額	19	-3,883	2,373	-5,060	9,048	1,476	-3,186	-38	0
	差異率	0%	-37%	23%	-48%	86%	14%	-30%	0%	0%
3年平均	1経営体当り金額	12,846	8,021	13,371	6,996	15,157	13,103	6,324	13,047	10,871
	全体平均との差額	1,974	-2,850	2,500	-3,875	4,286	2,232	-4,547	2,176	0
	差異率	17%	-29%	26%	-33%	39%	21%	-42%	17%	0%
農業経営体数 (2020年農林業センサス)		1,278	2,314	2,761	4,537	3,626	6,333	4,768	3,330	28,947

また、令和元年度～令和3年度の3年間の各市町村別事業実績を市町村別農業経営体数（2020年農林業センサスのものを使用）で除して、1経営体当りの金額を算出し比較した。

この表をみると、各年度でばらつきはあるものの、3年間とも平均事業実績値と比べてマイナスであった市町村は、北秋田市（-6,572円（-63%））、上小阿仁村（-10,871円（-100%））、潟上市（-4,606円（-41%））、五城目町（-10,113円（-93%））、八郎潟町（-5,462円（-50%））、井川町（-9,748円（-90%））、仙北市（-2,461円（-25%））、横手市（-4,547千円（-42%））、東成瀬村（-10,871円（-100%））が該当した。

中でも、北秋田市（-6,572円（-63%））、上小阿仁村（-10,871円（-100%））、五城目町（-10,113円（-93%））、八郎潟町（-5,462円（-50%））、井川町（-9,748円（-90%））、東成瀬村（-10,871円（-100%））が全体平均より50%以上低い結果となった。

市町村別1経営体当り事業実績 (単位：円)											
年度	地域振興局別	鹿角			北秋田			山本			
	市町村別	鹿角市	小坂町	大館市	北秋田市	上小阿仁村	能代市	藤里町	三種町	八峰町	
令和元年	1経営体当り金額	18,602	0	15,998	8,288	0	22,260	5,200	7,116	7,166	
	全体平均との差額	5,620	-12,983	3,016	-4,695	-12,983	9,278	-7,783	-5,866	-5,816	
	差異率	43%	-100%	23%	-36%	-100%	71%	-60%	-45%	-45%	
令和2年	1経営体当り金額	10,580	13,667	7,683	2,041	0	16,488	10,492	9,854	17,274	
	全体平均との差額	1,450	4,536	-1,447	-7,090	-9,130	7,357	1,361	724	8,143	
	差異率	16%	50%	-16%	-78%	-100%	81%	15%	8%	89%	
令和3年	1経営体当り金額	8,990	29,354	9,953	2,570	0	23,364	22,475	988	11,077	
	全体平均との差額	-1,511	18,854	-547	-7,930	-10,500	12,864	11,975	-9,512	576	
	差異率	-14%	180%	-5%	-76%	-100%	123%	114%	-91%	5%	
3年平均	1経営体当り金額	12,724	14,340	11,212	4,299	0	20,704	12,722	5,986	11,839	
	全体平均との差額	1,853	3,469	340	-6,572	-10,871	9,833	1,851	-4,885	968	
	差異率	15%	43%	1%	-63%	-100%	92%	23%	-43%	17%	
農業経営体数 (2020年農林業センサス)		1,182	96	1,297	935	82	1,175	120	1,075	391	

年度	地域振興局別	秋田							由利	
	市町村別	秋田市	男鹿市	大潟村	潟上市	五城目町	八郎潟町	井川町	由利本荘市	にかほ市
令和元年	1経営体当り金額	4,798	16,859	10,954	6,294	0	5,901	2,519	18,318	6,686
	全体平均との差額	-8,185	3,877	-2,029	-6,689	-12,983	-7,082	#####	5,335	-6,296
	差異率	-63%	30%	-16%	-52%	-100%	-55%	-81%	41%	-48%
令和2年	1経営体当り金額	9,964	11,356	16,520	6,097	0	4,543	850	8,532	14,469
	全体平均との差額	834	2,225	7,389	-3,033	-9,130	-4,587	-8,280	-598	5,339
	差異率	9%	24%	81%	-33%	-100%	-50%	-91%	-7%	58%
令和3年	1経営体当り金額	4,563	11,089	5,280	6,405	2,276	5,784	0	22,330	2,741
	全体平均との差額	-5,937	589	-5,220	-4,095	-8,225	-4,716	#####	11,829	-7,760
	差異率	-57%	6%	-50%	-39%	-78%	-45%	-100%	113%	-74%
3年平均	1経営体当り金額	6,442	13,102	10,918	6,266	759	5,409	1,123	16,393	7,966
	全体平均との差額	-4,429	2,230	47	-4,606	-10,113	-5,462	-9,748	5,522	-2,906
	差異率	-37%	20%	5%	-41%	-93%	-50%	-90%	49%	-21%
農業経営体数 (2020年農林業センサス)		1,998	683	410	575	352	232	287	3,036	590

年度	地域振興局別 市町村別	仙北			平鹿	雄勝			合計
		大仙市	仙北市	美郷町	横手市	湯沢市	羽後町	東成瀬村	
令和元年	1経営体当り金額	17,315	11,650	13,396	7,163	22,641	16,344	0	12,983
	全体平均との差額	4,332	-1,333	413	-5,819	9,658	3,362	-12,983	0
	差異率	33%	-10%	3%	-45%	74%	26%	-100%	0%
令和2年	1経営体当り金額	15,166	3,780	8,619	4,494	7,861	12,870	0	9,130
	全体平均との差額	6,036	-5,350	-511	-4,636	-1,270	3,740	-9,130	0
	差異率	66%	-59%	-6%	-51%	-14%	41%	-100%	0%
令和3年	1経営体当り金額	8,663	9,801	24,826	7,315	12,342	8,492	0	10,500
	全体平均との差額	-1,837	-699	14,326	-3,186	1,841	-2,009	-10,500	0
	差異率	-17%	-7%	136%	-30%	18%	-19%	-100%	0%
3年平均	1経営体当り金額	13,715	8,411	15,614	6,324	14,281	12,569	0	10,871
	全体平均との差額	2,844	-2,461	4,743	-4,547	3,410	1,698	-10,871	0
	差異率	27%	-25%	45%	-42%	26%	16%	-100%	0%
農業経営体数 (2020年農林業センサス)		3,951	1,166	1,216	4,768	2,038	1,141	151	28,947

(農林水産部提供資料より作成)

平均よりも大きく下回る地域があることについて水田総合利用課の担当者に確認したところ、以下の回答を得た。

上小阿仁村、五城目町、仙北市、東成瀬村

上小阿仁村、五城目町、仙北市、東成瀬村といった、中山間地域に該当する面積割合が大きい市町村については、農山村振興課で実施する「元気な中山間農業応援事業」の補助対象になっている場合が多く、同様の事業内容で補助率が高いことから、「元気な中山間農業応援事業」により事業を実施していることで、夢プラン事業の活用が少ないことが考えられる。

このほか、本事業の要件となる「販売額が増加する目標の設定」を満たすには、少なからず作付面積が増える必要があるが、中山間地域である等の理由により、農地集約の目処が立たずに、成果目標の設定ができない例も多くあるものと考えられる。

北秋田市、横手市

北秋田市、横手市については、市町村における農業産出額のうち、米が占める割合が県全体と比較して低く（秋田県平均56.2%、北秋田市43.2%、横手市47.4%）、比較的米以外の品目の割合が高いことから、複合型生産構造への転換が

他の市町村と比較して進んでいると捉えることができる。

複合型生産構造への転換を目指す経営体に対して、初期費用等の負担を軽減するという本事業の性質上、すでに転換が進んでいる農業者が多い地域では、事業活用者がやや少ない傾向があることが考えられる。

もちろん、この傾向に合致しない市町村もあるが、それは事業実施主体当たりの補助額が大きいなど、他の様々な要因が関わっているものと思われる。

潟上市、上小阿仁村、五城目町、八郎潟町

潟上市、上小阿仁村、五城目町、八郎潟町については、畜産業がほとんどない。本事業において、畜産メニューは1件あたりの事業費が大きく、畜産業が盛んな市町村では、事業費が大きくなる傾向がある（小坂町、鹿角市、大仙市、由利本荘市など）。

これらの4市町村については、畜産メニューの事業活用がないことから、事業費が少なくなっていることが要因として考えられる。

以上の他にも、地域ごとの農業形態の違いや、農地・経営体の類型、品目毎の単価変動など、さまざまな要因があるものと思われるので、一概にこれといった要因は特定するのが難しい。

本事業は、市町村毎に枠を設けているわけではなく、全県域に要望調査を行った上で、手挙げのあった事業の中から、事業として効果があると判断したものに対して補助するものであり、その結果として活用実績に地域間の偏りが生じているものと考えられる。

③ 事業に対する補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法の適切性について（指摘）

事業に対する補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法が適切か、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により確認したところ、以下の通りであった。

助成内容について

助成内容は、9つの事業メニューに係る生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費等となっている。そして、当該補助金支出後の管理については、「新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業実施要領」に則って、事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて3年間、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の4月末日までに報告することになっている。

問題点について

当該補助金により購入された農業用機械設備等の法定耐用年数は7年であるが、

事業実施主体による事業実施状況の報告期間が事業完了年度を含めて3年間に限られている。また、事業完了後は仕組みとして現物確認をしておらず、意図的に補助事業者に報告することなく使用途中で売却処分しても把握しにくい状況となっている。

管理手法について

対象財産の数が多く個々の補助金額が少ない場合もあり、全ての財産に同様の取り組みをする必要はないかもしれないが、まずは現行における3年間の事業実施状況の報告手続の有効性を検討し、最低限必要な手続きにとどめるなどの簡素化を検討するとともに、意図的な財産の売却を牽制するために、期間経過後も、金額的な重要性などを考慮し、一部の財産については、実際に当該財産が活用されているという心証を得るような手続が必要と考える。

④ 事業実施主体の信用状況の確認方法の適切性について

事業に対する補助金支給にあたって、事業実施主体の信用状況の確認が適切に行われているかについて、水田総合利用課へ質問したところ以下の通りであった。

- 当該事業については、事業対象を認定農業者としている。
- 認定農業者は、基本的に市町村が認定する農業者であり（広域の場合、県が認定する例外もあり）、認定にあたり審査会により認定された経営体となっており、その際に経営状況や今後の営農計画を審査している。
- また、事業計画申請の際に、法人については、総会資料の提出を求めており、財務諸表等により事業実施主体の経営状況を確認している。
- しかしながら、支給後の事業実施状況報告の際には事業実施主体の信用調査までは実施していない。

⑤ 職員の関与状況について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標と示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、水田総合利用課に質問したところ、事業ごとの人件費は把握していないとの回答であった。

しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているか判断するためには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要であり、まずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきと考える。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

4. メガ団地等大規模園芸拠点育成事業

(ア) 事業の概要

事業名	メガ団地等大規模園芸拠点育成事業【農林漁業振興臨時対策基金】		担 当	園 芸 振 興 課 調 整 ・ 普 及 班	
事業年度	平成 30～令和 3	事業主体	県、農業協同組合、農業法人等	当初予算額	552,003 千円
事業目的	園芸品目の飛躍的な生産拡大により、複合型生産構造への転換を加速させるため、本県の園芸振興をリードするメガ団地等の整備を支援する。		財	繰入金	276,186 千円
			源	諸収入	275,817 千円
			内		
			訳		
実施内容	1 大規模園芸拠点推進事業		2,093 千円 (Ⓐ2,093 千円)		
	<p>JA や市町村等からなるプロジェクトチームを設置し、事業計画の策定支援や営農指導等を行う。</p> <p>(1) 実施内容</p> <p>①プロジェクトチーム会議等の開催</p> <p>②事業計画の策定支援や営農開始後のフォローアップ</p> <p>③大規模園芸フォーラムの開催 等</p> <p>(2) 事業主体 県</p>				
実施内容	2 大規模園芸拠点整備事業		549,910 千円 (Ⓑ275,817 千円、Ⓒ274,093 千円)		
	<p>メガ団地等で必要な施設・機械等の整備を支援する。</p> <p>(1) 助成対象 生産、収穫、調製・出荷等に必要な機械・施設等の整備に要する経費</p> <p>(2) 事業タイプ</p> <p>①メガ団地 1 団地で販売額 1 億円以上を目指す団地</p> <p>②ネットワーク団地 複数の団地（1 団地が 3 千万円以上）で販売額 1 億円以上を目指す団地</p> <p>③サテライト団地 メガ団地と連携して販売額 3 千万円以上を目指す団地</p> <p>(3) 事業主体 農業協同組合、農業法人等</p> <p>(4) 補助率</p> <p>①国庫事業を活用する場合 国 1 / 2 以内、県 15 / 100 以内</p> <p>②県単独事業の場合 県 1 / 2 以内</p> <p>(5) 実施地区</p> <p>①継続地区（5 地区）</p> <p>ア) 整備内容 パイプハウス、収穫機、作業舎、休憩所 等</p> <p>イ) 事業費等 177,139 千円（うち国費(諸収入)14,989 千円、うち県費 70,014 千円)</p> <p>ウ) 地区概要</p> <p>○能代市浅内・東雲原地区（ネットワーク） ねぎ（露地 16.2ha）</p> <p>○能代市吹越・朴瀬・常磐・築法師地区（ネットワーク） ねぎ（露地 10.8ha）、キャベツ（露地 15.5ha）</p> <p>○八峰町・三種町地区（ネットワーク） ねぎ（露地 16.5ha）、キャベツ（露地 2.5ha）</p>				

	<p>○美郷町畑屋中央地区（ネットワーク） きゅうり（施設 2.4ha）</p> <p>○湯沢市関口地区（メガ） せり（露地 1.7ha、施設 1.0ha）、ねぎ（露地 3.5ha）</p> <p>②新規地区（4地区）</p> <p>ア）整備内容 パイプハウス、トラクター、収穫機、管理機、作業舎等</p> <p>イ）事業費等 1,027,834 千円（うち国費(諸収入)260,828 千円、うち県費 204,079 千円)</p> <p>ウ）地区概要</p> <p>○大館市田代地区（サテライト） にんにく（露地 6.0ha）</p> <p>○藤里町矢坂上野地区（サテライト） ねぎ（露地 2.5ha）、山うど（露地 2.5ha）</p> <p>○大仙市内小友・仙北市神代・美郷町金沢（ネットワーク） ねぎ（露地 18ha）、だいこん（露地 13ha）</p> <p>○横手市中村地区（サテライト） キク（露地 2.4ha、施設 0.2ha）</p>
参考	<p>[R 2. 2月補正で措置] 111,432 千円（国50,649 千円、入15,192 千円）</p> <p>①大館市田代地区（サテライト）</p> <p>ア）整備内容 野菜集出荷施設（木造平屋 278 m²）</p> <p>②藤里町矢坂上野地区（サテライト）</p> <p>ア）整備内容 野菜集出荷施設（木造平屋 215 m²）</p>

(イ) 事業の背景

秋田県の産業に占める農業の割合は高い。県の農業施策が目指すところは、国の食糧庫としての役割を果たすと同時に、県民（農家）の所得の向上を実現することである。

秋田県は、農業県というよりも実質的には稲作県であり、秋田県農業の課題の一つが「米依存からの脱却」である。この課題を解決するための重要な施策が、いわゆる「複合型生産構造への転換」であり、県はこれまで園芸メガ団地等の整備を進めることに取り組んできた。園芸メガ団地等を全県展開することにより、競争力のあるトップブランド産地を形成し、野菜や花き等で日本一を目指した産地づくりを展開している。

収益性の高い複合型生産構造への転換は、農家の農業所得を向上させ、秋田県農業の持続的な発展を図ることが期待されている。本事業は、ほ場整備事業、農地中間管理事業と一体で進められており、県の重要な農業施策を担っていると見える。

(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

当事業は、「施策2 複合型生産構造への転換の加速化」のうちの、方向性1～2

を具体化した事業である。

方向性-1 大規模園芸拠点を核とした戦略作物の更なる生産拡大
取組① メガ団地等の大規模園芸拠点の全県展開
取組② “オール秋田”で取り組む野菜産地の競争力強化
取組③ 加工・業務用産地の育成
取組④ 秋田の立地条件を生かした周年園芸の推進

方向性-2 「しいたけ」や「えだまめ」など日本一を目指す園芸産地づくり
取組① 日本一を目指す「しいたけ」の生産振興と販売促進
取組② 出荷量日本一の「えだまめ」の更なるチャレンジ
取組③ ねぎやダリアなどの秋田の強みを生かした品目のトップブランド化

当事業で示されている目標は、次の通りである。

目 標 名	基準年度 (H28年度)	目標年度 (令和3年度)	実績 (令和3年度)
主要園芸品目の 系統販売額	160 億円	212 億円	149 億円
メガ団地等大規模園芸拠点の 整備地区数(累計)	10 地区	50 地区	50 地区

(エ) 監査の視点と実施する監査手続

- 事業の概要に記載の事業目的が、実施されている事業内容から県の基本的な農業施策と合致している事を確認し、事業の成果が得られているかどうかを事業指標と関連させて検証した。
- 事業の実施内容のうち多額の事業費が計上されている「大規模園芸拠点整備事業」について、補助金が当初の目的通り適正に使用され、継続して事業に有効に使われているかどうかを検証した。
- メガ団地等大規模園芸拠点育成事業の1経営体当たりの補助金は多額である。補助金支払の対象となった経営体の、事業の継続性に関する評価が適正に行われているかどうかを検証した。
- 全県展開を目指している園芸メガ団地等が、公平性の観点から地域の偏りなく展開されているかどうかを検証した。
- 事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検証した。

(オ) 監査結果

① 農業所得の向上を検証する体制の整備について (意見)

意見の概要

大規模園芸団地を推進することが、結果的に県民（農家）の所得向上に結び付いているかどうかの検証が行われていない。経営体に対しては、本事業の対象となった農作物の販売額の報告は求めているが、事業の成果が効果的に達成されているかどうかを確かめるためにも、確定申告書等によって、農家の所得向上に結び付いているかどうかを検証する体制を構築する必要があると考える。

意見の背景

県はこの事業の成果指標・評価指標として、メガ団地等の整備地区数（累計）と、主要園芸品目の系統販売額をあげている。

県内において過去に展開されてきた大規模園芸団地は、ネットワーク型団地、サテライト型団地を含め50地区に及び、当初の目標通り全県に展開された。

もう一方の目標である主要園芸品目の系統販売額は、次表の通り実績が目標値に達していなかった。

(単位：億円)

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標			183	196	203	212
実績	160	145	156	154	167	149
達成率			85.2%	78.6%	82.3%	70.3%

この件に関しては、県は原因分析を行っている。

ただ、これまで複合型生産構造への転換に向けた施策を集中的に実施してきた結果、「えだまめ」や「ねぎ」「しいたけ」など農業産出額が伸び、着実に事業の成果が現れているといえる。

年度別農業産出額及び林業産出額の推移

(単位：億円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2/H26
全体	1,473	1,612	1,745	1,792	1,843	1,931	1,898	129%
水稲	773	854	944	1,007	1,039	1,126	1,078	139%
えだまめ	15	18	20	22	24	26	28	187%
ねぎ	19	24	28	31	38	34	40	211%
アスパラガス	13	13	17	15	16	15	16	123%
すいか	20	24	22	17	20	21	19	95%
トマト	19	21	21	23	27	22	24	126%
きゅうり	19	19	18	19	24	20	25	132%
野菜計	235	261	287	279	308	281	301	128%
果樹	63	64	72	69	72	84	89	141%
花き	27	31	30	30	31	28	26	96%
きのこ	48	46	46	43	41	41	41	85%

本事業の目的は、ビジョンにも記載されているとおり、複合型生産構造への転換を一層加速化させるため、「農業所得の飛躍的な拡大」を支える園芸メガ団地等を県全域に整備することにある。つまり、収益性を高め、技術力を向上させることにより、県民（農家）の所得を向上させることである。

また、県が作成している継続事業評価調書にも「農業所得の向上を加速化することが急務となっている」との記載があり、本事業が農家の所得向上に結び付いているかどうかの検証は、行うべきであると考えている。

しかし県は、経営体から販売額の報告を毎月受けて事業の推移をチェックし、ヒアリングで概況を把握してはいるが、農家の所得が向上しているかどうかの検証は行っていない。

本事業は秋田県の農業施策を代表する事業であり、しかも他県に先駆けて進めてきたことから、他県の参考にもなっている事業である。メガ団地等大規模園芸拠点育成事業を一步先に進めてさらに充実したものにするためにも、この事業が農家の所得向上に結び付いているかどうかを検証する必要があると考えている。

② 補助金支払い対象となった財産の、継続的使用の検証について（指摘）

指摘の概要

事業実施から3年間、実施状況の報告を求めており、この中で生産実績は確認できるが、取得した財産が活用されているかどうかの確認はしていない。補助金が継続的に有効に活用されているかどうかを確かめるためにも、少なくとも農業用機械設備等の法定耐用年数である7年間は、継続使用を確認する方法を確立する必要がある。

指摘の背景

大規模園芸拠点整備事業の特徴は、補助金の支払い対象に決まった場合、1拠点当たりの補助金額が、比較的多額に上る点である。従って、しっかりした事業計画を策定し、営農指導を行いながら、事業計画の進捗管理を行っていかねばならない。

支出された補助金は、事業計画に基づいて、事業の遂行に必要な機械の購入や施設等の取得・整備に充てられることになる。また補助事業者は、取得した財産の処分が当然のごとく制限され、補助金の交付決定を行う際にも、知事の承認を受けずに財産を処分することはできないという条件が付されている。

補助金で取得した財産を処分する際には、補助事業者が「取得財産目的外処分承認申請書」を提出することになっており、当該申請書の提出がないことで継続的に使用していると見なしているため、補助事業者が意図的に法定耐用年数以前に売却処分しても把握しにくい状況となっている。

県は、事業実施から3年間、実施状況の報告を求めているほか、その後も販売額等を定期的に聴取しており、これらの中で生産実績は確認できる。しかし、財産の存在を客観的に示す書類、例えば法人であれば固定資産台帳、個人経営であれば確定申告書に添付する減価償却明細書等を入手し、補助金で取得した財産と照合して継続使用・実在性を確認する作業は行っていない。また、補助金の対象となった財産のリストを作成してその中から一部をサンプルで抽出し、ローテーションで定期的に財産の現物を直接的に目視で確認することも特に行っていない。

農業用機械は、取得後も一般的に市場価値はあまり下がらないとされており、しかも使用頻度等にもよるが法定耐用年数を超えて長期にわたって使用可能で、中古市場においても高値で取引される傾向がある。

秋田県財務規則では、事業完了後も「知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告をさせ、又は職員をして帳簿書類その他の物件を調査させることがある。」とある。また県職員と現場の市町村職員や関係団体職員等との情報交換などにより、実在性の情報を入手する場合もあるというが、実在性や網羅性の観点からは、必ずしもそれだけで十分であるとはいえないと考える。

支出した補助金が、経営体の事業に継続的に有効に活用されているかどうかを確かめるためにも、少なくとも法定耐用年数の7年間は、取得した財産の実在性を客観的に確認できる資料を入手して照合するべきである。

③ 補助金支出の対象となった事業体の、事業の継続性・存続可能性の評価について (意見)

意見の概要

メガ団地等大規模園芸団地の対象となった経営体については、事業計画の策定支援や営農指導だけでなく、経営管理面についてもより一層力を入れ、経営体の経営の安定化に向けた取組についても指導を行う必要がある。

意見の背景

平成26年度から始まった園芸メガ団地等の全県展開は、令和3年度には累計で50地区にまで拡大している。全県に広がりを見せており、施策の成果が実を結んでいるといえる。

秋田県農業の長年の課題である「米依存からの脱却」を進め、「複合型生産構造への転換」をさらに進めていくためには、大規模園芸拠点の整備・展開をさらに進めていくことも重要であるが、これまで展開してきた50地区のそれぞれの経営体が、今後も安定して事業を継続させていくことも重要である。

大規模園芸拠点整備事業の対象に選定されるには、事前に綿密な事業計画を立てる必要がある。また、従来は作っていなかった農作物が園芸作物となる場合は、営農指導も重要である。そしてそれと同時に注視していかなければならないのは、経営体の事業の継続性である。

経営体の中には、園芸メガ団地等に参加する一方で、別に米などを作り続けている経営体も多い。対象となった園芸作物の販売額が順調であったとしても、全体としての経営が不安定になっていることも考えられるため、事業計画と比べてその達

成状況を見ていくだけでは、十分とは言えない。

営農しながら会計や経営にも精通している経営体はそれほど多くはないと考えられるため、県としては経営に関して何らかのアドバイスを行うことも必要なのではないかと。大規模園芸拠点整備事業の対象となった経営体については、キャッシュ・フローの分析や経営体全体の損益の把握等を通じて問題点を洗い出し、経営の継続性の評価を行うことにより、今後経営破綻することのないよう注視していただきたい。

多額に支出された補助金が、事業の達成のために有効性・効率性・経済性の観点から今後も適切に使われていくためにも、個々の経営体の経営管理は重要である。

④ 全県展開している園芸メガ団地等の地域間のバランスについて（意見）

意見の概要

秋田県内25市町村のうち、まだ拠点が存在しない7町村については、対象となる基準を引き下げ、小規模のネットワーク形式にすることで対象地区になり得るのではないかと。県民に対して事業を公平に実施するためにも、検討していただきたい。

意見の背景

令和3年度末現在、園芸メガ団地等は全県で50地区存在する。地域的な面では、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、秋田市、横手市、大館市、にかほ市、由利本荘市、北秋田市、鹿角市、湯沢市、藤里町、仙北市、八峰町、三種町、羽後町、美郷町で展開されていた。秋田県内25市町村のうち18市町である（本報告書16頁の図「園芸メガ団地等の全県展開」参照）。

本事業は、ほ場整備事業や農地中間管理事業と三位一体となって実施する事業であり、事業を遂行するには一定の条件をクリアしなければならない。またその土地に合った農作物があるかどうか、それに大規模園芸事業に挑戦しようという農家のマインドの高さ、地域的なまとまりの強さも必要である。市町村によっては補助金の支出が少額となるなど困難なところもあり、秋田県内全ての市町村で展開されているわけではない。

18の市町で50か所の拠点が整備されていることになるが、上記の事情を考慮すると、本事業に地域的な偏りはなく、まんべんなく全県展開されており、補助金の公平性は保たれているものと考えられる。

令和4年度以降も新たな園芸メガ団地等が展開されていくことが考えられるが、現在拠点が存在しない小坂町、上小阿仁村、八郎瀉町、五城目町、井川町、大瀉村、東成瀬村の7町村についても、対象となる基準をある程度引き下げれば、小規模なネットワーク形式で補助金の対象事業となり得るのではないか。

ビジョンには「市町村の役割」として次のように記載されている。

市町村は、地域農業の振興や地域の活性化に直接かかわる行政機関であり、それぞれの市町村における農林水産業・農山漁村の振興方向を明らかにし、県のビジョンとの一体的な施策の推進に努めるとともに、地域の視点に立った独自の施策を展開するなど、農林漁業者や地域住民の主体的な活動への積極的な支援が求められています。

本事業は、園芸品目の販売額を増加させるという効果だけでなく、新規就農者を増やす効果、地元で雇用の機会を提供するという効果もあり、いろいろな面で地域に価値を還元してくれる事業である。

特にまだ園芸メガ団地等の拠点が存在しない町村については、ビジョンに記載の市町村の役割を認識してもらい、県が主導してこの事業をさらに進めていくことを期待したい。

⑤ 事業に要した人件費の把握について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標として示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、園芸振興課に質問したところ、事業ごとの人件費は把握していないとの回答であった。しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているかを判断するには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要である。そのためまずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきであると考え。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

5. 次世代につなぐ水田農業総合対策事業

(ア) 事業の概要

事業名	次世代につなぐ水田農業総合対策事業【農林漁業振興臨時対策基金】		担 当	水田総合利用課 調整・水田計画班 農産・複合推進班 土壌・環境対策班	
事業年度	令和2～4	事業主体	県、農業者、農業団体等	当初予算額 6月補正後	
事業目的	将来にわたって本県水田農業を維持・発展させていくため、現場が抱える課題を克服し、「秋田米生産・販売戦略」に掲げる低コスト・業務用米シェア等の目標を達成するための総合支援対策を実施する。			財 国 庫	640,533 千円 1,013,096 千円
				源 内 訳	繰入金 諸収入
実施内容	<p>1 秋田米生産・販売戦略推進事業 951千円 (◎951千円) 「秋田米の生産・販売戦略」に基づきオール秋田での県産米の需要拡大を図る。 (1) 主な取組 「秋田米生産・販売戦略推進会議」(JA、中央会、全農、主食集荷組合、県立大学等)の開催等 (2) 事業主体 県</p> <p>2 業務用米生産拡大支援事業【6月補正】 当初 558千円 (◎558千円) → 補正後 343,358千円 (◎342,800千円、◎558千円) 業務用米の需要の回復に対応するため、多収性品種による省力・低コスト生産等の取組を支援するほか、特定需要に対応した酒造好適米の生産振興及び需要拡大を図る。 (1) 業務用米生産拡大事業 ①多収性品種生産技術の研修会の開催 (2) 酒米生産拡大事業 ①生産体制の構築 酒米栽培研修会の開催、現地栽培指導 ②県内外需要調査 県内酒蔵需要調査(アンケート、ヒアリング)、県外需要調査2回(関東、大阪) ③販路・消費拡大活動 展示会等への出展 2回(東京、大阪) (3) 低コスト技術等導入支援事業【6月補正】 ①実施主体 農業者、農業団体等 ②助成対象 コロナ対策に必要なスマート農機等(無人トラクタ等)や、低コスト機械・施設整備(高密度播種苗田植機等)の導入 ③補助率 1/2以内</p> <p>3 先進技術等導入実証事業 2,883千円 (◎2,000千円、◎883千円) 省力低コスト技術とICT農機等により、大規模経営に対応できる稲作体系の確立を目指す。 (1) 1ユニット30ha経営による低コスト稲作の実証(8振興局) 「1ユニット30ha経営のための営農計画策定支援システム」を活用した低コスト稲作の実践のため、大規模経営体におけるシステムの検証と改善策を提示 (2) ICT等先端技術を活用した産地の課題解決実証(由利) リモートセンシングと可変施肥技術を活用した水稻の安定生産及び水管理システムによる省力化の実証 (3) 次世代農業機械を活用した省力技術の実証 スマート農業加速化実証プロジェクト実施地区(大仙市協和)における調査</p> <p>4 技術支援体制強化事業 3,810千円 (◎3,809千円、◎1千円) 秋田米の高品質、安定生産のための技術指導体制の強化や直面する課題解決のための取組を実施する。 (1) 人材育成支援 ICTの活用や栽培技術指導を担う普及指導員やJA営農指導員を対象とした研修の実施 (2) 作柄解析調査 水稻や大豆の高品質・低コスト生産を展開する上で基礎となる生育状況の把握と情報提供 (3) 高品質生産体制の整備 食味向上技術実践ほの設置、秋田米の品質分析、食味官能評価(日本穀物検定協会)</p> <p>5 大豆生産力向上技術導入事業 687千円 (◎687千円) 水田フル活用を支える大豆の高収量・高品質化を図る。 (1) 高収量・高品質体制確立事業 多収阻害要因対策マニュアル活用による総合的生産力向上実証ほの設置(山本、仙北地域) (2) 難防除病害対策事業 現地ほ場における黒根腐病の防除体系の構築</p>				

(3) 難防除雑草対策事業 現地ほ場における帰化アサガオ等の防除体系の構築	
6 水田農業基幹施設等整備支援事業 安定的な水田経営の実現のため、共同利用施設等の整備を支援する。	630,993千円 (Ⓔ620,450千円、Ⓔ10,543千円)
(1) 事業主体 農業法人	
(2) 事業内容 乾燥調製貯蔵施設等の整備(秋田市、横手市)	
(3) 補助率 国1/2以内 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金等)	
7 土づくり産地パワーアップ事業【6月補正】当初651千円 (Ⓔ651千円) →補正後30,414千円 (Ⓔ30,414千円) 土づくりに意欲がある産地を対象に堆肥の施用経費等を支援する。	
(1) 事業主体 農業法人19経営体(由利、仙北) ※6月補正で17経営体追加	
(2) 事業内容 土づくりに必要な堆肥の施用経費等を支援する。	
(3) 補助率 定額 (30千円/10a)	

(イ) 事業の背景

水田農業を主体とする秋田県において、産地間競争に打ち勝ち、担い手の経営が持続的に発展していくことができるよう、全国第3位を誇る広大な水田をフルに活用し、基幹作物である水稻の需要に基づいた生産と、大豆や園芸等の戦略作物の生産拡大に取り組むという施策のねらいがある。特に、多収性品種や直播、高密度播種育苗等の新技術、ICTを活用した次世代農業機械の導入により、高品質・低コスト生産技術体系の確立を図り、また、水田フル活用ビジョンの下、大豆やそば、非主食用米の生産を拡大し、未利用水田の解消や農業所得の向上を図るとともに、食料自給率の向上に貢献するために、本事業が設けられた。

(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

当事業は、県政の運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を補完し、農林水産施策全体を網羅する基本計画として位置づけられる「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」の中の以下の施策、方向性、取組を具体化した事業である。

<p>施策3 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用</p> <p>方向性③ 省力化技術やICT導入による超低コスト稲作経営の確立</p> <p>取組 最新技術を駆使した高品質・低コスト生産技術体系の確立</p> <p>方向性⑤ 水田フル活用による自給力の向上</p> <p>取組① 生産性の高い水田フル活用の推進</p>
--

そこで示されている数値目標は以下の通りである。

数値目標	基準年度 平成27年度	目標年度 令和3年度	実績 令和3年度
全国に占める秋田米のシェア	5.47%	5.66%	5.95%

(エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により、当該「実施内容」及び「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 事業が県内まんべんなく実施されているか、一部の地域に偏っていないかについて、「2 業務用米生産拡大支援事業 (3) 低コスト技術等導入支援事業」において、地域別に事業実績について検討した。
- 事業に対する補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法が適切か、「2 業務用米生産拡大支援事業 (3) 低コスト技術等導入支援事業」について、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により検討した。
- 事業実施主体の信用状況の確認が適切に行われているか、「2 業務用米生産拡大支援事業 (3) 低コスト技術等導入支援事業」及び「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」について、水田総合利用課への質問により検討した。
- 「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」において、当期 603 百万円の多額の補助金交付をしている(農)秋田市南カントリーエレベーター利用組合によるカントリーエレベーター補助事業に対し、適切に取得プロセスが取られているか、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により検討した。
- 「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」において、目標未達成の事業について、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により、状況を検討した。
- 事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検討した。

(オ) 監査結果

① 「実施内容」及び「事業指標」の適切性について(意見)

次世代につなぐ水田農業総合対策事業の事業目的としては、「事業目的」に記載のとおり、「将来にわたって本県水田農業を維持・発展させていくため、現場が抱える課題を克服し、「秋田米生産・販売戦略」に掲げる低コスト・業務用米シェア等の目標を達成するための総合支援対策を実施する。」こととしている。

その「実施内容」の6つの事業を通して、低コスト・業務用米シェア等の目標を達成するための総合支援対策を実施しており、実施内容は「事業目的」と適合していると考えられる。

また、この事業の効果を測定する「事業指標」として、「全国に占める秋田米のシェア」(重量(トン)ベース)を選定している。

全国に占める秋田米のシェア

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
目標値	—	—	—	—	5.66%
実績値	5.40%	5.94%	6.06%	6.29%	未確定

(農林水産部資料より作成)

この「事業指標」は、業務用米シェア等の目標に対する指標として妥当と考えられる。しかしながら、低コストの目標に対する直接的な指標とはなっていないため、別の適切な指標を設けることが望ましい。(スマート農機を導入することで、機械化、省力化を進め、低コスト化することで、結果として秋田米のシェアにつながると考えられるため、低コストの目標に対する間接的な指標になっているとは考えられる。)

この点につき、水田総合利用課に確認したところ、最終目標のKGI(Key Goal Indicator)として「全国に占める秋田米のシェア」があるが、その最終目標を分解したKPI(Key Performance Indicator)として「業務用米のシェア」、「米の生産費(円/玄米60kg)」という事業指標を達成するためのプロセスを設けているとのことであった。

KPI (Key Performance Indicator)

区分		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
米の生産費 円/60kg *1	目標	—	10,300	10,000	9,600	9,000
	実績	10,100	10,700	10,100	10,200	10,400
業務用米シェア % *2	目標	—	25	30	35	40
	実績	21	17	17	20	未確定

(農林水産部提出資料)

*1 5ha 以上の作付規模の全参入生産費

*2 マンスリーレポート (毎年 3 月号 農水省公表より)

② 事業の地域別偏りについて

事業が県内まんべんなく実施されているか、一部の地域に偏っていないかについて、「2業務用米生産拡大支援事業 (3) 低コスト技術等導入支援事業」において、地域別に事業実績について検討した。すなわち、令和 2 年度及び令和 3 年度の 2 年間の各地域振興局別事業実績を支援対象となり得る地域振興局別認定農業者数(令和 3 年度)で除して、1 認定農業者当りの金額を算出し比較した。

この表をみると、各年度でばらつきはあるものの、山本、平鹿、雄勝が 2 年間とも、平均事業実績値と比べてマイナスであり、2 年間の平均のマイナス幅はそれぞれ

れ、-32,596円 (-72%)、-36,119円 (-80%)、-31,602円 (-70%) となった。

年度	令和2年度			令和3年度			2年平均			認定農業者数
	1認定農業者当り	平均との差異	差異率	1認定農業者当り	平均との差異	差異率	1認定農業者当り	平均との差異	差異率	
鹿角	88,375	52,447	146%	220,365	165,447	301%	154,370	108,947	240%	208
北秋田	118,609	82,681	230%	128,661	73,743	134%	123,635	78,212	172%	575
山本	20,093	-15,834	-44%	5,561	-49,358	-90%	12,827	-32,596	-72%	1,115
秋田	16,501	-19,427	-54%	64,369	9,450	17%	40,435	-4,988	-11%	1,796
由利	39,352	3,424	10%	19,632	-35,286	-64%	29,492	-15,931	-35%	972
仙北	57,442	21,515	60%	85,917	30,999	56%	71,680	26,257	58%	2,152
平鹿	7,933	-27,994	-78%	10,675	-44,243	-81%	9,304	-36,119	-80%	1,097
雄勝	2,384	-33,544	-93%	25,258	-29,660	-54%	13,821	-31,602	-70%	763
合計	35,928	0	0%	54,918	0	0%	45,423	0	0%	8,678

(農林水産部提供資料より作成)

また、令和2年度及び令和3年度の2年間の各市町村別事業実績を支援対象となり得る市町村別認定農業者数(令和3年度)で除して、1認定農業者当りの金額を算出し比較した。

この表をみると、各年度でばらつきはあるものの、2年間とも平均事業実績値と比べてマイナスであった市町村は、能代市(-30,678円(-68%))、藤里町(-45,423円(-100%))、三種町(-25,711円(-57%))、八峰町(-45,423円(-100%))、秋田市(-14,167円(-31%))、男鹿市(-25,089円(-55%))、湯上市(-35,322円(-78%))、五城目町(-37,076円(-82%))、八郎潟町(-30,840円(-68%))、井川町(-23,475円(-52%))、にかほ市(-33,891円(-75%))、横手市(-36,119円(-80%))、湯沢市(-45,423円(-100%))、東成瀬村(-45,423円(-100%))が該当した。

中でも、藤里町(-45,423円(-100%))、八峰町(-45,423円(-100%))、五城目町(-37,076円(-82%))、横手市(-36,119円(-80%))、湯沢市(-45,423円(-100%))、東成瀬村(-45,423円(-100%))が全体平均より80%以上低い結果となった。

市町村別1 認定農業者当り事業実績											(単位：円)
地域振興局	市町村	令和2年度			令和3年度			2年平均			認定農業者数
		1 認定農業者当り	平均との差異	差異率	1 認定農業者当り	平均との差異	差異率	1 認定農業者当り	平均との差異	差異率	
鹿角	鹿角市	89,283	53,355	149%	228,457	173,538	316%	158,870	113,447	250%	184
	小坂町	81,417	45,489	127%	158,333	103,415	188%	119,875	74,452	164%	24
北秋田	大館市	130,836	94,908	264%	95,762	40,844	74%	113,299	67,876	149%	286
	北秋田市	116,595	80,667	225%	126,163	71,245	130%	121,379	75,956	167%	264
	上小阿仁村	0	-35,928	-100%	531,400	476,482	868%	265,700	220,277	485%	25
山本	能代市	29,490	-6,438	-18%	0	-54,918	-100%	14,745	-30,678	-68%	482
	藤里町	0	-35,928	-100%	0	-54,918	-100%	0	-45,423	-100%	52
	三種町	22,438	-13,489	-38%	16,986	-37,932	-69%	19,712	-25,711	-57%	365
	八峰町	0	-35,928	-100%	0	-54,918	-100%	0	-45,423	-100%	216
秋田	秋田市	20,199	-15,729	-44%	42,313	-12,605	-23%	31,256	-14,167	-31%	508
	男鹿市	0	-35,928	-100%	40,669	-14,249	-26%	20,334	-25,089	-55%	323
	大潟村	37,013	1,085	3%	152,808	97,890	178%	94,910	49,487	109%	463
	潟上市	0	-35,928	-100%	20,202	-34,716	-63%	10,101	-35,322	-78%	198
	五城目町	16,694	-19,234	-54%	0	-54,918	-100%	8,347	-37,076	-82%	134
	八郎潟町	0	-35,928	-100%	29,167	-25,752	-47%	14,583	-30,840	-68%	84
	井川町	0	-35,928	-100%	43,895	-11,023	-20%	21,948	-23,475	-52%	86
由利	由利本荘市	48,004	12,076	34%	20,580	-34,338	-63%	34,292	-11,131	-25%	767
	にかほ市	6,980	-28,947	-81%	16,083	-38,835	-71%	11,532	-33,891	-75%	205
仙北	大仙市	36,683	755	2%	64,415	9,497	17%	50,549	5,126	11%	1323
	仙北市	25,149	-10,779	-30%	125,217	70,299	128%	75,183	29,760	66%	369
	美郷町	143,054	107,127	298%	116,233	61,314	112%	129,643	84,221	185%	460
平鹿	横手市	7,933	-27,994	-78%	10,675	-44,243	-81%	9,304	-36,119	-80%	1097
雄勝	湯沢市	0	-35,928	-100%	0	-54,918	-100%	0	-45,423	-100%	395
	羽後町	5,398	-30,530	-85%	57,187	2,269	4%	31,292	-14,131	-31%	337
	東成瀬村	0	-35,928	-100%	0	-54,918	-100%	0	-45,423	-100%	31
合計		35,928	0	0%	54,918	0	0%	45,423	0	0%	8,678

(農林水産部提供資料より作成)

平均よりも大きく下回る地域があることについて水田総合利用課に確認したところ、最も大きな要因としては、事業実施主体として認定農業者を対象にしているが、これとは別に採択要件として、目標年度までに水稲作業面積が30ha以上等の要件があるため、認定農業者の中でも大規模生産者を対象としたものであることが、要望の地域差に繋がっていると考えられるとのことであった。

③ 事業に対する補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法の適切性について (指摘)

事業に対する補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法が適切か、「2業務用米生産拡大支援事業 (3) 低コスト技術等導入支援事業」について、水田総合利

用課への質問及び関連資料の閲覧により確認したところ、以下の通りであった。

助成内容について

助成内容は、スマート技術等を活用した省力化・低コスト化に必要な機械・設備の導入となっており、事業実施主体は、事業完了後、財産管理台帳を添付のうえ実績報告書を補助事業者に提出することになっている。そして、当該補助金支出後の管理については、「低コスト技術等導入支援事業実施要領」に則って、事業実施主体は、事業完了年度を含めて3年間、事業実施状況を定められた様式により、翌年度の5月末日までに、補助事業者に提出することになっている。

問題点

当該補助金により購入された農業用機械設備等の法定耐用年数は7年であるが、事業実施主体による事業実施状況の報告期間が事業完了年度を含めて3年間に限られている。また、事業完了後は仕組みとして現物確認をしておらず、意図的に補助事業者に報告することなく使用途中で売却処分しても把握しにくい状況となっている。

管理手法について

対象財産の数が多く個々の補助金額が少ない場合もあり、全ての財産に同様の取り組みをする必要はないかもしれないが、まずは現行における3年間の事業実施状況の報告手続の有効性を検討し、最低限必要な手続きにとどめるなどの簡素化を検討するとともに、意図的な財産の売却を牽制するために、期間経過後も、金額的な重要性などを考慮し、一部の財産については、実際に当該財産が活用されているという心証を得るような手続が必要と考える。

④ 事業実施主体の信用状況の確認方法の適切性について

「2 業務用米生産拡大支援事業 (3) 低コスト技術等導入支援事業」及び「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」に対する補助金支給にあたって、事業実施主体の信用状況の確認が適切に行われているかについて、水田総合利用課へ質問したところ以下の通りであった。

- 「2 業務用米生産拡大支援事業 (3) 低コスト技術等導入支援事業」については、事業対象を認定農業者としている。
- 認定農業者は、基本的に市町村が認定する農業者であり（広域の場合、県が認定する例外もあり）、認定にあたり審査会により認定された経営体となっており、その際に経営状況や今後の営農計画を審査している。